

監査基準及び中間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理基準の設定について（公開草案）

平成17年 月 日
企業会計審議会

一 審議の背景

公認会計士（監査法人を含む。）による財務諸表の監査（以下「公認会計士監査」という。）は、財務諸表の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーである。

我が国の監査基準は、証券取引法に基づく公認会計士監査が昭和25年に導入された折に設けられたが、そこでは、監査基準の基本的性格として、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であって、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当たり、常にこれを遵守しなければならないと明示された。

この際、監査基準は、「監査基準」及び「監査実施準則」という構成で設定され、その後、昭和31年には正規の監査の実施に伴い「監査報告準則」も加わった。また、昭和40年から41年にかけて粉飾決算事件の発生等に対処する「監査実施準則」及び「監査報告準則」の大幅な改訂、昭和57年には企業会計原則の一部修正に伴う改訂、昭和58年には後発事象に関する改訂が行われた。さらに、平成元年から平成3年にかけての「監査基準」、「監査実施準則」及び「監査報告準則」の改訂においては、いわゆるリスク・アプローチの考え方が採用され、新たな内部統制概念の導入、監査要点と監査手続及び監査証拠との関係の明確化、監査報告書における特記事項の記載、経営者確認書の入手の義務づけ等による監査基準の充実強化と個別具体的な監査手続の削除による監査基準の純化が図られ、平成10年には、キャッシュ・フロー計算書が証券取引法上の財務諸表に加えられたことに対応する改訂が行われた。

平成14年には、企業活動の複雑化や資本市場の国際的な一体化を背景として、公認会計士監査の一層の充実が求められたことから、監査目的の明確化や、不正発見の姿勢の強化、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提への対処、リスク・アプローチの徹底、監査報告書の充実と様式の国際化等の大幅な改訂が行われた。また、従来、「監査基

準」を補足するものとして設けられていた「監査実施準則」並びに「監査報告準則」を廃止し、「監査基準」自体において、一般に公正妥当と認められる監査の基準の体系を示すこととした。

しかし、最近、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり不適正な事例が相次ぎ、公認会計士監査をめぐっても監査法人の審査体制や内部管理体制など監査の品質管理に関連する非違事例が発生している。また、公認会計士・監査審査会のモニタリングの結果等からは、リスク・アプローチが適切に適用されておらず、その改善が求められる事例が多数見受けられる。

こうしたことから、当審議会では、公認会計士監査の品質管理の向上及び従来のリスク・アプローチの問題点を改善するため、監査基準の改訂等の所要の検討を行うこととした。

この点に関しては、監査基準をめぐると国際的な動向をみても、近年、公認会計士監査の品質管理の向上及びリスク・アプローチの適用等に関する基準の整備が精力的に進められており、当審議会における監査基準の改訂等の検討は、こうした国際的な動向とも整合的なものであると考えられる。

二 審議の経過等

当審議会における監査基準の改訂等に関する審議は、平成17年1月に開催された総会において審議の開始が決定され、平成17年3月から監査部会において審議が進められた。同部会では、国内における公認会計士監査の実務の状況や監査基準の国際的な改訂の状況等を踏まえ、監査法人等における監査の品質管理の基準の具体化・厳格化及び事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの導入等に関する審議を行い、このたび「監査基準及び中間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理基準の設定について」（公開草案）がとりまとめられたので、これを公表し、広く各界の意見を求めることとした。

なお、国際的には、継続的に監査基準への改訂が加えられ、その作業はこれまで以上に頻繁なものとなってきている。我が国においても、こうした動きを踏まえて、継続的に監査基準等を見直し、先端的な監査の考え方や手法等を積極的に取り入れ、公認会計士監査の質の向上を不断に図っていくことが重要であると考えられる。このため、当審議会では、今後も、継続的な監査基準等の改訂作業を進めていく考えである。

三 改訂監査基準等の構成

現行の監査基準は、一般基準、実施基準及び報告基準に区分され、実施基準及び報告基準のそれぞれに基本原則が置かれているが、今般の改訂でも、監査基準における、この形式は維持することとした。

ただし、今般の主な改訂点の一つである監査の品質管理に関しては、監査の品質管理がこれまで以上に重要になってきていることや国際的な動向等を踏まえると、個々の監査の実施手続を中心に定めている監査基準における一般基準の改訂を行うのみならず、監査に関する品質管理の実施に係る基準を体系的に整備することが適当であると判断し、監査基準とは別に独立の品質管理基準を設けることにした。

四 品質管理基準の設定について

1 品質管理基準の設定

監査基準に関わる今般の主な改訂点の一つは、監査の品質管理に関するものである。最近の公認会計士監査をめぐる非違事例や監査の品質管理に係る基準の国際的な改訂の動向等を踏まえ、品質管理に関する基準の具体化・厳格化を図るべく、一般基準での改訂に加えて、独立の品質管理基準を設けることとした。この品質管理基準は、国際的な品質管理の基準の動向も踏まえ、また、我が国の独自の状況も勘案して基準化したものであるが、監査基準とともに、監査の基準を構成するものであり、監査基準と一体となって適用されるものであることは言うまでもない。

2 品質管理基準の主な内容

品質管理基準では、監査事務所（監査法人と個人の公認会計士事務所からなる）レベルの品質管理と個々の監査業務レベルでの品質管理に分け、監査業務の質を合理的に確保するために、監査事務所に対しては、監査契約の受任及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る各段階における品質管理のシステムの整備・運用を求め、また、監査実施者（監査実施の責任者と補助者からなる）には、このシステムに従って監査業務を実施し、監査業務レベルで品質管理を行うことを求めている。

さらに、他の監査人の監査結果の利用に当たって、当該他の監査人の品質管理の状況等も含めて信頼性の程度を勘案することを求めている。また、監査人が意見を表明するに当たって、品質管理の方針と手続に従った審査を受ける必要性も明らかにした。

なお、品質管理基準は、監査業務の質が合理的に確保されるよう、監査事務所及び監査実施者に対して品質管理基準に準拠した品質管理のシステムを適切に整備し、運用することを求めるものではあるが、監査業務の質が合理的に確保される範囲で、監査事務所が扱う監査業務の目的や内容等に応じて、品質管理のシステムの内容が変化することは当然であろう。

五 事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの導入

1 事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの意義

リスク・アプローチに基づく監査は、重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的に実施できることから、我が国でも、平成3年の監査基準の改訂で採用し、さらに、平成14年の監査基準の改訂で、リスク・アプローチに基づく監査の仕組みをより一層明確にしたところである。

しかし、従来のリスク・アプローチについては、いくつかの問題が指摘されるようになった。

(ア) 従来のリスク・アプローチでは、監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため、固有リスクと統制リスクを評価して、発見リスクの水準を決定することとしている。しかし、固有リスクと統制リスクは実際には複合的な状態で存在することが多く、監査の実務において、監査人は、これらのリスクを明確に分けることが困難である。

(イ) 従来のリスク・アプローチでは、財務諸表項目における固有リスクと統制リスクの評価と発見リスクの水準の決定との対応関係に重点が置かれているために、監査人は、自己の関心を財務諸表項目レベルに狭めがちで、かつまた、監査の実務が機械的となり、その結果、監査対象企業の事業の性格、組織、企業環境等に起因して財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性や特別な配慮を必要とする虚偽の表示の可能性を見落としがちとなって、監査を失敗する事例がある。

特に、(イ)に関して、現実の企業における日常的な取引や会計記録は、多くがシステム化され、ルーティン化されてきており、財務諸表の重要な虚偽の表示は、経営者レベルでの不正や、事業経営の状況を糊塗することを目的とした会計方針の適用等に関する経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきていると考えられている。これらの重要な虚偽の表示の有無を監査人が確かめるためには、監査人自身が、

内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、事業上のリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を把握し、評価することがより重要と考えられるようになった。

今般のリスク・アプローチに関する監査基準の改訂は、財務諸表に虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスクに十分な配慮をすることを監査人に促すとともに、また実際の監査実務に則した実践的な対応をすることで、従来のリスク・アプローチの問題点を改良し、もって、財務諸表の監査の効果を高めることを目的としている。以下、このような視点からのリスク・アプローチを「事業上のリスクを重視したリスク・アプローチ」という。

なお、国際的な監査基準においても、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチが最近採用されており、これを我が国にも取り入れることにより、監査の水準の向上を図ると共に、監査実務の国際的な調和が必要と判断されたところである。

2 事業上のリスクを重視したリスク・アプローチと従来のリスク・アプローチとの関係

このような観点から、今回の改訂では、監査人が、内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、事業上のリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮することを、監査計画の策定、並びに監査の実施における重要な要素と位置づけ、これを基本原則に置いた。むろん、従来の監査基準においても、固有リスクの評価に当たり、同様の考慮を求めているが、財務諸表項目レベルに監査人の関心が狭まることにより、財務諸表全体レベルにおける重要な虚偽の表示を見落としがちになる、という点に配慮したものである。

そこで、財務諸表全体における虚偽表示のリスクを評価するトップ・ダウンの視点を追加し、「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベルで重要な虚偽の表示が生じる可能性を、「重要な虚偽表示のリスク」として評価することとし、このうち、財務諸表全体としての重要な虚偽表示のリスクがあると判断された場合は、そのリスクに応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映することを求めている。

また、財務諸表項目レベルでは、原則として、従来のリスク・アプローチにおける固有リスクと統制リスクを結合して「重要な虚偽表示のリスク」として評価することとした。その際、統制リスクの評価に関する実務的な手順を考慮して、まず、内部統制の整備状況の調査までの段階で重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、その評価を受けて、次に、内部統制の有効性を評価する統制評価手続と監査要点の直接的な立証を行う実証手続からなる監査手続を対応させることとした。

結果的に、固有リスクと統制リスクとを評価し、これをもとに発見リスクの水準を決定し、その上で、実証手続を実施して監査リスクを合理的に低い水準に抑える、と

いう従来のリスク・アプローチのモデルとリスクの諸概念を監査基準上からは外すこととした。ただし、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチのもとでも、監査要点によっては、監査人が、固有リスクと統制リスクとを独立に評価し、これをもとに発見リスクの水準を決定し、その上で、監査リスクを合理的に低い水準に抑える、という従来のリスク・アプローチを採用する方が適切な場合もある。

また、新しいリスク・アプローチにおいても、監査人は、監査リスク、すなわち財務諸表の利用者の判断を誤らせるような重要な虚偽の表示を看過して、誤った監査意見を形成するリスクを一定の合理的に低い水準に抑えることが求められることには変わりはない。また、この観点から、監査人が、見積りや収益認識等の重要な会計上の判断に関わる事項、不正に起因して虚偽の表示をもたらす疑いのある取引、虚偽の表示をもたらす疑いのある関連当事者間取引等の特異な取引等、監査において特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合、そのリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらしていないかどうかを確かめるための監査手続を計画し、監査を実施することを求めている。

以上、要するに、財務諸表における重要な虚偽の表示を看過しないために、従来のリスク・アプローチをもとに、より効果的、かつ実践的な手法に変更したものが、今般改訂した事業上のリスクを重視したリスク・アプローチである。

3 事業上のリスクを重視したリスク・アプローチにおけるリスク評価と監査手続

財務諸表の重要な虚偽の表示は、経営者の関与からもたらされる可能性があり、こうした経営者による関与は、経営者の経営姿勢、内部統制の重要な欠陥、ビジネス・モデル等の内部的な要因と、企業環境の変化や業界慣行等の外部的な要因、あるいは内部的な要因と外部的な要因が複合的に絡みあってもたらされる。

そのために、監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす可能性のある事業上のリスクを考慮することにより、リスク評価の対象を広げるとともに、監査人としての判断の深度を増し、より適切な監査を実施することができると考えられる。その際、監査人は、上級経営者等への質問やディスカッション、事業活動や業務の観察、事業計画書や取締役会議事録等の文書の査閲等の手法を通じて、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解することが重要である。

内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、事業上のリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を評価する際、財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連づけられない場合と、財務諸表の項目に直接に関連づけられる場合とがある。

財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、リスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、

適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させ、監査リスクを一定の合理的に低いレベルに抑えるための措置を施さなければならない。

財務諸表の項目に直接に関連づけられる重要な虚偽表示のリスクについては、監査要点レベルで監査リスクを一定の合理的に低いレベルに抑えるために、重要な虚偽表示のリスクの水準に対応した監査手続を実施することになる。例えば、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断したときは、合理的に低い監査リスクの水準が達成されるように、そのリスクの水準に対応したより詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、重要な虚偽表示のリスクが低いと判断したときは、そのリスクに対応した適度な監査手続により合理的に低い監査リスクの水準が達成できる。このように、監査要点レベルでの重要な虚偽表示のリスクの評価を通じて、リスクに対応した監査手続の種類、適用の時期と範囲が決定される。

監査人は、重要な虚偽表示のリスクの評価に当たり、企業及び企業環境を理解し、特定の勘定や取引に係る虚偽表示のリスクを内部統制と関連づけて評価することが一般であるが、内部統制については、統制環境の把握から始まり、内部統制の整備状況の調査までを行う。そして、監査人は、重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価して、そのリスクの水準に対応した監査手続に関する監査計画を立てるが、その内容は、内部統制が実際に有効に運用されているかどうかを評価する監査手続と、監査要点を直接的に立証する実証手続からなる。また、この際に、重要な虚偽表示のリスクに関する暫定的な評価が誤っていたことが判明した場合は、監査人は、監査計画の修正によって対応することが求められている。

なお、監査人は、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高く、内部統制に依拠した監査手続を適用できないと判断した場合は、実証手続だけの適用をもって監査要点の立証に当たることになる。

また、改訂監査基準は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関わる事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、監査において特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが重要な虚偽表示をもたらしていないかを確かめるための実証手続等を実施することを求めているが、この際、そのリスクに対応する内部統制の整備状況やその有効な運用について、特段の評価をしなければならない場合があることも明示している。

六 中間監査基準の改訂

監査基準においては、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの考え方を取り

入れた監査基準の改訂が行われることとなったが、中間監査基準においても、今般の監査基準の改訂と併せて所要の改訂を行い、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの考え方を取り入れることとしたものである。

七 実施時期等

- 1 改訂監査基準及び品質管理基準は、平成19年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。ただし、改訂監査基準は、平成18年3月決算に係る財務諸表の監査から実施することを妨げない。

改訂中間監査基準は、平成18年9月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。ただし、改訂監査基準を平成18年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する場合において、改訂中間監査基準は、平成17年9月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げない。

なお、改訂基準の実施に当たり、関係法令において、基準の改訂に伴う所要の整備を行うことが適当である。

- 2 改訂基準等を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

監査基準

現行監査基準		監査基準改訂案
第一 監査の目的	<p>財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。</p> <p>財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。</p>	(同左)
第二 一般基準	<p>1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。</p> <p>2 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。</p> <p>3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。</p> <p>4 監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>

	<p>に含まれる可能性を考慮しなければならぬ。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならぬ。</p> <p>5 監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならぬ。</p> <p>6 監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な<u>管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されなければならない。</u></p> <p>7 監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p>	<p>5 (同左)</p> <p>6 監査人は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な<u>質の管理(以下「品質管理」という。)</u>の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されなければならない。</p> <p>7 監査人は、監査を行うに当たって、<u>品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。</u></p> <p>8 (同左)</p>
<p>第三 実施基準</p>		
<p>一 基本原則</p>	<p>1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、<u>固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を</u></p>	<p>1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、<u>財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、そのリスクに対応した監査手続について、監査上の重要性を勘案して監査計画を</u></p>

<p>策定し、これに基づき監査を実施しなければならぬ。</p> <p>2 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならぬ。</p> <p>3 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原則として、試査に基づき、統制リスクを評価するために<u>行う統制評価手続及び監査要点の直接的な立証のために行う実証手続を実施しなければならぬ。</u></p> <p>4 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならぬ。</p> <p>5 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならぬ。</p>	<p>策定し、これに基づき監査を実施しなければならぬ。</p> <p>2 監査人は、監査の実施において、<u>内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならぬ。</u></p> <p>3 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、<u>経営者が提示する財務諸表の記載事項に対し</u>、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならぬ。</p> <p>4 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原則として、試査に基づき、監査手続を実施しなければならぬ。</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 (同左)</p>
---	---

二 監査 計画の 策定	<p>ない。</p> <p>1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならぬ。</p> <p>2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容、経営者の経営理念、経営方針、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入力して、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価しなければならぬ。</p> <p>3 監査人は、企業の内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価し、財務諸表項目自体が有する固有リスクも勘案した上で、統制評価手続に係る監査計画並びに発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならぬ。</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 監査人は、監査計画の策定に<u>当たり</u>、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入力し、<u>企業及び企業環境に内在する事業上のリスクがもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならぬ。</u></p> <p>3 監査人は、<u>広く財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがある</u>と判断した場合、そのリスクの程度に応じて、<u>補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならぬ。</u></p> <p>4 監査人は、<u>財務諸表の項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならぬ。</u></p> <p>5 監査人は、<u>財務諸表の項目に関連した重要な虚偽表示のリスクを評価するに当たり、会計上の見積りや収益認識等の判断に関わる事項、</u></p>
-------------------	--	---

	<p>4 監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならぬ。</p> <p>5 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の有無を確かめなければならない。</p> <p>6 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。</p>	<p>不正の疑いのある取引、特異な取引等、監査において特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p> <p>6 (同左)</p> <p>7 (同左)</p> <p>8 (同左)</p>
<p>三 監査の実施</p>	<p>1 監査人は、統制評価手続を実施した結果、暫定的に評価した統制リスクの水準を変更する必要があると判断した場合には、監査計画において策定した実証手続を実施し、統制リスクの水準が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクを低くするために、監査計画において策定した実証手続を修正することにより十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>2 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは統制リスクが高いと判断した場合には、統</p>	<p>1 監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要があると判断した場合には、当初の監査計画において策定した監査手続を実施することとし、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価と異なる場合においては、監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。</p> <p>2 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合に</p>

	<p>的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならぬ。</p> <p>6 監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならぬ。</p>	<p>8 (同左)</p>
<p>四 他 の 監 査 人 等 の 利 用</p>	<p>1 監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性及び他の監査人の信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならぬ。</p> <p>2 監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならぬ。</p> <p>3 監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると</p>	<p>1 監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならぬ。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>

<p>第四報 告基準</p>	<p>判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。</p>	
<p>一 基本原則</p>	<p>1 監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明しなければならない。</p> <p>2 監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>3 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得なければならない。</p> <p>4 監査人は、重要な監査手続を実施できなかつたことにより、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得られないとき</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>

	<p>は、意見を表明してはならない。</p> <p>5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されたいことを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。</p>	<p>5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されたいことを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p>
<p>二 監査報告書の記載の区分</p>	<p>1 監査人は、監査報告書において、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 監査人は、財務諸表の表示が適正であると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p>	<p>(同左)</p>
<p>三 無限定適正意見の記載事項</p>	<p>監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p>	<p>(同左)</p>

	<p>(1) 監査の対象</p> <p>監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること</p> <p>(2) 実施した監査の概要</p> <p>一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は試査を基礎として行われていること、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと</p> <p>(3) 財務諸表に対する意見</p> <p>経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</p>	
四 意見に関する除外	<p>1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響</p>	(同左)

	<p>が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならぬ。この場合には、財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならぬ。</p> <p>2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならぬ。この場合には、財務諸表に対する意見において、財務諸表が不適正である旨及びその理由を記載しなければならぬ。</p>	
<p>五 監査 範囲の 制約</p>	<p>1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならぬ。この場合には、実施した監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならぬ。</p> <p>2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ること</p>	<p>(同左)</p>

	<p>ができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>3 監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるかを慎重に判断しなければならない。</p>	
<p>六 継続企業の前提</p>	<p>1 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」</p> <p>2 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外</p>	<p>(同左)</p>

	<p>事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならぬ。</p> <p>3 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者とその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、重要な監査手続を実施できなかつた場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならぬ。</p>	
<p>七 追記 情報</p>	<p>監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、監査報告書に情報として追記するものとする。</p> <p>(1) 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>(2) 重要な偶発事象</p> <p>(3) 重要な後発事象</p> <p>(4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>	<p>(同左)</p>

中間監査基準

	現行中間監査基準	中間監査基準改訂案
<p>第一 中間監査の目的</p>	<p>中間監査の目的は、経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、企業の中間会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。</p> <p>中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の監査人の意見は、中間財務諸表には、全体として投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。</p>	<p>(同左)</p>
<p>第二 実施基準</p>	<p>1 監査人は、原則として、当該中間財務諸表が属する年度の財務諸表の監査に係る監査計画の一環として中間監査に係る監査計画を策定するものとする。ただし、中間監査に当たり、中間財務諸表に係る投資者の判断を損なわない程度の信頼性についての合理的な保証を得ることのできる範囲で、中間監査リスクを財務諸表の監査に係る監査リスクよりも高く設定することができる。</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 監査人は、<u>広く中間財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した</u></p>

<p>2. 監査人は、中間監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、<u>固有リスクと統制リスクを評価して発見リスクの水準を決定し、当該発見リスクの水準に応じて適切な監査手続を実施しなければならない。</u></p> <p>3. 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、<u>監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u></p> <p>4. 監査人は、<u>発見リスクの水準を財務諸表の監査に係る発見リスクの水準よりも高くすることができると判断し、財務諸表の監査に係る監査手続の一部を省略する場合であっても、分析的手続等を中心とする監査手続は実施しなければならない。</u></p> <p>5. 監査人は、<u>発見リスクの水準を財務諸表の監査に係る発見リスクの水準よりも高くすることができないと判断した場合には、分析的手続等を中心とする監査手続に加えて必要な実証手続を適用しなければならない。</u></p>	<p>場合、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、<u>適切な監査時間の確保等の全般的な対応を中間監査に係る監査計画に反映させなければならない。</u></p> <p>3. 監査人は、中間監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、<u>中間財務諸表に係る重要な虚偽表示のリスクを評価し、そのリスクに対応した適切な監査手続を実施しなければならない。</u></p> <p>4. 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、<u>経営者が提示する中間財務諸表の記載事項に対し、監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u></p> <p>5. 監査人は、<u>中間監査リスクの水準を財務諸表の監査に係る監査リスクの水準よりも高くした場合には、中間財務諸表に係る重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を実施するに当たり、財務諸表の監査に係る監査手続の一部を省略する場合であっても、分析的手続等を中心とする監査手続は実施しなければならない。</u></p> <p>6. 監査人は、<u>中間財務諸表に係る重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を実施するに当たり、中間監査リスクの水準を財務諸表の監査に係る監査リスクの水準よりも高くすることをできないと判断した場合には、分析的手続等を中心とする監</u></p>
---	--

査手続に加えて必要な実証手続を適用しなければならぬ。

7 監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関わる事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等の特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合、それが中間財務諸表における重要な虚偽表示をもたらしていないかを確かめるための実証手続を実施しなければならない。

8 (同左)

9 (同左)

10 (同左)

6 監査人は、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の判断及び経営計画等の変更について検討しなければならぬ。

7 監査人は、中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が新たに発生したと判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。

8 監査人は、中間財務諸表を作成する責任は経営者にあること、経営者が採用した会計方針及び中間財務諸表の作成に関する基本的事項、経営者は中間監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならぬ。

	<p>9 監査人は、他の監査人を利用する場合には、中間監査に係る監査手続を勘案して、当該他の監査人に対して必要と認められる適切な指示を行わなければならない。</p>	<p>11 (同左)</p>
<p>第三 報告基準</p>	<p>1 監査人は、経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、企業の中間会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについて意見を表明しなければならない。</p> <p>2 監査人は、中間監査報告書において、中間監査の対象、実施した中間監査の概要及び中間財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、監査人が中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び中間財務諸表の記載について強調する必要がある事項を中間監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがなく、中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断したときは、その旨の意見を表明しなければならない。この場合には、中間監査報告書に次の記載を行うものとする。</p>	<p>(同左)</p>

(1) 中間監査の対象

中間監査の対象とした中間財務諸表の範囲、中間財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること

(2) 実施した中間監査の概要

中間監査の基準に準拠して中間監査を行ったこと、中間監査の基準は監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていることその他財務諸表の監査に係る監査手続との重要な相違、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たこと

(3) 中間財務諸表に対する意見

経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められること

4 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあ

る場合において、その影響が中間財務諸表を全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどには重要でない」と判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならぬ。この場合には、中間財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び中間財務諸表に与えている影響を記載しなければならぬ。

5 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、中間財務諸表が全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たると判断した場合には、中間財務諸表が有用な情報の表示をしていない旨の意見を表明しなければならぬ。この場合には、中間財務諸表に対する意見において、その旨及びその理由を記載しなければならぬ。

6 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できなかった場合において、その影響が中間財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でない」と判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならぬ。この場合には、実施した中間監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、中間財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならぬ。

7 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できな

かったことにより、中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、中間財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならぬ。

8 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、次のとおり意見の表明及び中間監査報告書の記載を行わなければならない。

(1) 当該重要な疑義に関わる事項が中間財務諸表に適切に記載されていると判断して有用な情報が表示されている旨の意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について中間監査報告書に追記しなければならない。

(2) 当該重要な疑義に関わる事項が中間財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付意見を表明するか、又は、中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

(3) 経営者が当該疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、中間監査に係る監査手続の範囲に制約があった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

(4) 継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが

適切でない場合には、継続企業を前提とした中間財務諸表は有用な情報を表示していない旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならぬ。

9 監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、中間監査報告書に情報として追記するものとする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(4) 監査人が意見を表明した中間財務諸表を含む開示書類における当該中間財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

監査に関する品質管理基準(案)

(6月30日 監査部会提示)

一 目的

本基準は、監査基準と一体として適用されるものであり、財務諸表の監査を実施する監査事務所及び監査実施者に、監査業務の質を合理的に確保することを求めるものである。

(注) 1 監査基準における監査人は、本基準における監査事務所及び監査実施の責任者からなる。

2 監査事務所とは、個人事務所及び監査法人をいう。

3 監査実施者とは、監査実施の責任者及び補助者をいう。

二 品質管理のシステムの整備及び運用

1 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査業務の受任から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所が設けた

監査に関する品質管理基準(案)

(修正後)

第一 目的

本基準は、監査基準と一体として適用されるものであり、財務諸表の監査を実施する監査事務所及び監査実施者に、監査業務の質を合理的に確保することを求めるものである。

(注) 1 本基準における監査事務所及び監査実施の責任者は、監査基準における監査人に相当する。

2 監査事務所とは、個人事務所及び監査法人をいう。

3 監査実施者とは、監査実施の責任者及び補助者をいう。

第二 品質管理のシステムの整備及び運用

1 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の受任及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所が設けた

<p>品質管理のシステムに準拠して、監査業務を行わなければならない。</p> <p>3 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録し、保存するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。</p> <p>三 品質管理のシステムの構成</p> <p>監査事務所は、少なくとも、以下の事項に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを設けなければならない。</p> <p>(1)品質管理に関する責任者</p> <p>(2)職業倫理及び独立性</p> <p>(3)監査業務の受任</p> <p>(4)監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任</p> <p>(5)監査業務の実施</p> <p>(6)品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証</p> <p>四 品質管理に関する責任者</p> <p>1 監査事務所は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負わなければならない。</p>	<p>品質管理のシステムに準拠して、監査業務を行わなければならない。</p> <p>3 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録し、保存するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。</p> <p>第三 品質管理のシステムの構成</p> <p>監査事務所は、少なくとも、以下の事項に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを設けなければならない。</p> <p>(1)品質管理に関する責任者</p> <p>(2)職業倫理及び独立性</p> <p>(3)監査契約の受任及び更新</p> <p>(4)監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任</p> <p>(5)業務の実施</p> <p>(6)品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証</p> <p>第四 品質管理に関する責任者</p> <p>1 監査事務所は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負わなければならない。</p>
---	---

2 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者を明確にしなければならない。

3 監査実施の責任者は、監査事務所が定める品質管理の方針及び手続に準拠して監査を実施する責任を負わなければならない。

五 職業倫理及び独立性

(一) 職業倫理

1 監査事務所は、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、それらが補助者により遵守されていることを確かめなければならない。

(二) 独立性

1 監査事務所は、独立性が適切に保持されるための方針及び手続を定め、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、それらが補助者により遵守されているこ

2 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者を明確にしなければならない。

3 監査実施の責任者は、監査事務所が定める品質管理の方針及び手続に準拠して監査を実施する責任を負わなければならない。

第五 職業倫理及び独立性

一 職業倫理

1 監査事務所は、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、それらが補助者により遵守されていることを確かめなければならない。

二 独立性

1 監査事務所は、独立性が適切に保持されるための方針及び手続を定め、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、それらが補助者により遵守されているこ

とを確かめなければならない。

六 監査業務の受任

1 監査事務所は、監査業務の受任の判断に関する方針及び手続を定め、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、受任の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査業務の受任が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該受任の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、監査事務所に、適宜、伝えなければならない。

七 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

1 監査事務所は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者

とを確かめなければならない。

第六 監査契約の受任及び更新

1 監査事務所は、監査契約の受任及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、監査契約の受任及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査契約の受任及び更新が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の受任及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、監査事務所に、適宜、伝えなければならない。

第七 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

1 監査事務所は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を

<p>を確保しなければならない。</p> <p>2 監査事務所は、監査実施者の選任に関する方針及び手続を定め、企業の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者を選任しなければならない。</p> <p>3 監査実施の責任者が、監査業務に補助者を使用する場合は、当該補助者が監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有するとともに、十分な時間を確保できることを確かめなければならない。</p>	<p>を確保しなければならない。</p> <p>2 監査事務所は、監査実施者の選任に関する方針及び手続を定め、企業の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者を選任しなければならない。</p> <p>3 監査実施の責任者が、監査業務に補助者を使用する場合は、当該補助者が監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有するとともに、十分な時間を確保できることを確かめなければならない。</p>
<p>八 業務の実施</p> <p>(一) 監査業務の実施</p> <p>1 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示及び指導を行う体制を整備し、監査業務の品質が一定に保たれるようにしなければならない。</p> <p>2 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、これに監査手続の遂行、監督及び査閲の<u>手順</u>と方法、監査調書とし</p>	<p>第八 業務の実施</p> <p>一 監査業務の実施</p> <p>1 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示及び指導を行う体制を整備し、監査業務の品質が一定に保たれるようにしなければならない。</p> <p>2 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、これに監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記</p>

<p>ての記録及び保存の方法等に関する適切な規程を含めなければならない。</p> <p>3 監査実施の責任者は、監査事務所の定める、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を遵守し、補助者に対し適切な指示及び監督を行い、監査調書が適切に作成されているかを確認しなければならない。</p> <p>4 監査実施の責任者は、監査意見の表明に先立ち、監査調書の<u>内容が監査意見に適切に反映されているかを監査実施者との間で確かめなければならない。</u></p>	<p>録及び保存の方法等に関する適切な規程を含めなければならない。</p> <p>3 監査実施の責任者は、監査事務所の定める、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を遵守し、補助者に対し適切な指示及び監督を行い、監査調書が適切に作成されているかを確認しなければならない。</p> <p>4 監査実施の責任者は、監査意見の表明に先立ち、監査調書の<u>査閲等を通して、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめなければならない。</u></p>
<p>(二) 専門的な見解の問合せ</p> <p>1 監査事務所は、監査事務所内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針及び手続を定め、監査実施の責任者がそれらを遵守していることを確かめなければならない。</p> <p>2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従い、監査事務所内外の適切な者から見解を得た場合には、その内容を適切に記録し、得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分に検討されているかを確認しなければならない。</p> <p>(注) 専門的な見解の問合せとは、監査実施者が</p>	<p>二 専門的な見解の問合せ</p> <p>1 監査事務所は、監査事務所内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針及び手続を定め、監査実施の責任者がそれらを遵守していることを確かめなければならない。</p> <p>2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従い、監査事務所内外の適切な者から見解を得た場合には、その内容を適切に記録し、得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分に検討されているかを確認しなければならない。</p> <p>(注) 専門的な見解の問合せとは、監査実施者が</p>

監査事務所内外の専門的な知識及び経験を有する者から専門的な事項に関する見解を得ることをいう。

(三) 監査上の判断の相違

1 監査事務所は、監査実施者間又は監査実施者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続を定め、それらの方針及び手続に従って監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決していることを確かめなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査実施者間又は監査実施の責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決しなければならない。

3 監査事務所は、監査実施の責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならない。

(四) 監査業務に係る審査

1 監査事務所は、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め、企業の状況等に応じて審

監査事務所内外の専門的な知識及び経験を有する者から専門的な事項に関する見解を得ることをいう。

三 監査上の判断の相違

1 監査事務所は、監査実施者間又は監査実施の責任者と意見表明に関する審査の担当者等との間の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続を定め、それらの方針及び手続に従って監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決していることを確かめなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査実施者間又は監査実施の責任者と意見表明に関する審査の担当者等との間の判断の相違を解決しなければならない。

3 監査事務所は、監査実施の責任者と意見表明に関する審査の担当者等との間の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならない。

四 監査業務に係る審査

1 監査事務所は、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め、企業の状況等に応じて審

<p>査の範囲、担当者、時期等を考慮し、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について、適切な審査が行われていることを確かめなければならない。</p>	<p>査の範囲、担当者、時期等を考慮し、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について、適切な審査が行われていることを確かめなければならない。</p>
<p>2 監査事務所は、監査業務に係る審査の担当者として、十分な知識、経験、能力及び当該監査業務に対する客観性を有する者を選任しなければならない。</p>	<p>2 監査事務所は、監査業務に係る審査の担当者として、十分な知識、経験、能力及び当該監査業務に対する客観性を有する者を選任しなければならない。</p>
<p>3 監査事務所及び審査の担当者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しなければならない。</p>	<p>3 監査事務所及び審査の担当者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しなければならない。</p>
<p>九 品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証</p>	<p>第九 品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証</p>
<p>1 監査事務所は、品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。</p>	<p>1 監査事務所は、品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。</p>
<p>2 監査事務所は、品質管理のシステム及び監査業務の監視の結果が適切に検証され、発見された欠陥に対する改善事項が、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者、監査実施の責任者等に伝えられ、必要な是正措置が講じら</p>	<p>2 監査事務所は、品質管理のシステムの<u>監視及び監査業務の検証の結果に従って</u>、発見された欠陥に対する改善事項が、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者、監査実施の責任者等に伝えられ、必要な是正措置が講じられて</p>

れていることを確かめなければならない。

3 監査実施の責任者は、指摘された欠陥が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、及び是正措置が的確に講じられたかどうかを確かめなければならない。

4 監査事務所は、監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査事務所の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。

十 監査事務所間の引継

1 監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。なお、財務諸表に係る重要な虚偽の表示に関連する不正等に係る情報又は状況を把握していた場合には、後任の監査事務所に、それらを伝達しなければならない。

2 監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。

いることを確かめなければならない。

3 監査実施の責任者は、指摘された欠陥が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、及び是正措置が的確に講じられたかどうかを確かめなければならない。

4 監査事務所は、監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査事務所の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。

第十 監査事務所間の引継

1 監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。なお、財務諸表における重要な虚偽の表示に係る情報又は状況を把握していた場合には、後任の監査事務所に、それらを伝達しなければならない。

2 監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。

<p>十一 共同監査</p> <p>監査事務所及び監査実施の責任者は、複数の監査事務所が共同して監査業務を行う場合には、他の監査事務所の品質管理のシステムが、本基準に準拠し、当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査業務の受任の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめなければならない。</p> <p>十二 中間監査への準用</p> <p>本基準は、中間監査について準用する。</p>	<p>第十一 共同監査</p> <p>監査事務所及び監査実施の責任者は、複数の監査事務所が共同して監査業務を行う場合には、他の監査事務所の品質管理のシステムが、本基準に準拠し、当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査業務の受任の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめなければならない。</p> <p>第十二 中間監査への準用</p> <p>本基準は、中間監査について準用する。</p>
--	--